

裁量ペナルティーガイドライン

I. 艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）から DSQ（失格）までです。ペナルティーは、この「I. 艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定されます。
ただし、艇が規則 2（公正な帆走）にも違反したことが明らかになった場合には、除外できない失格（DNE）が与えられます。
2. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
3. ペナルティー決定の出発点は、表 1 と表 2 に与えられています。
表 1 には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのバンドが示されています。
表 2 には、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。
4. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。
バンド 1 : 00 - 10% (中点 5%)
バンド 2 : 10 - 30% (中点 20%)
バンド 3 : 30 - 70% (中点 50%)
バンド 4 : DSQ
5. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者は、基本原則「スポーツマンシップと規則」に従って自ら違反を報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
8. プロテスト委員会は、6 と 7 以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
9. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は DSQ の得点より悪くはならない。
 - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される。(ただし、

有効な抗議がなされたレースに限る)。

- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

10. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決、または規則 64.6 に基づいて裁量ペナルティーが決定された場合にはその掲示には、以下のような記述が含まれます。

- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点を xx%と決定した。」
 (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxx に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxx に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 (d) 「(第 x レース / x 日の全てのレース) において、艇 x に、xx%のペナルティーを課す。」

表 1 艇による規則違反と対応するバンド

| | | |
|---------|--|--------|
| SI 4.2 | 離岸 | |
| | D 旗掲揚前に出艇した | 1-4 |
| SI 10.2 | スタート・エリア、レース・エリアの回避 | |
| | スタート・エリア、レース・エリアに侵入したが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、スタート・エリア、レースエリアに侵入した | 1 3 |
| SI 18 | 乗員の交代 | |
| | 申告なく交代したが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、申告せずに交代した | 1 3 |
| SI 19.1 | 安全規定 | |
| | 有効なライフジャケットを着用しなかった 有効なバウラインを、定められた通りに積載しなかった。 定められた救助要請をおこなわなかった。 | 1-4 |
| SI 20 | 装備の交換 | |
| | 承認なく交換したが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、承認なしに交換した | 1 3 |
| SI 22 | 無線通信 | |
| | 認められていない無線通信をおこなった | 1-4 |
| クラス規則 | | |
| | セール番号、国を示す文字 | 1 |
| | セールストッパが無い、または適切でない位置にある | 2 |
| | バンドを越えてセールを展開 | 3 |
| | 許されていないソール/ボード/フォイルの表面処理 | 4 |
| | 安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備 | 1-4 |
| | 禁止された GPS ほかの電子機器の使用 | 4 |
| | 計測照明のない装備の使用 | 4 |
| | 補正おもりがない、または、正しくない位置にある | 4 |
| | 規定された許容範囲を超える装備 (損傷または通常の損耗を除く。RRS64.4(a)参照) | |
| | ○ 艇速・性能に影響する可能性がない | 1 |
| | ○ 艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかではない | 2 |
| | ○ 艇速・性能に明らかな影響がある | 4 |

表2 艇による規則違反と対応するバンド

| | |
|---|-----|
| 危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった。または及ぼしたか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 及ぼした。 | 4 |
| 艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？ | |
| 証明できた。 | 1 |
| 証明できなかった：有利を得る可能性はあったが、得なかった、 または得たか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 証明できなかった：有利を得た。 | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| 無い。 | 1 |
| 懸念されるが確かではない。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する) | 2-3 |
| 可能性がある。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する) | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| 無かった。 | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

Ⅱ. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティポリシー

1. 全般

審問の当事者である支援者が規則（規則 69.1(a)を含む）に違反したとプロテスト委員会が判定した場合、規則 64.5に基づき、その支援者に対するペナルティに加えて、特定の状況においては、その支援者が支援する艇にもペナルティが課されることがあります。この場合の支援者と艇のペナルティは、規則 64.5に基づき、いずれもプロテスト委員会の裁量で決定されます。本大会のプロテスト委員会は、その裁量ペナルティをこの「Ⅱ. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティポリシー」に沿って決定します。

裁量ペナルティは、予め決められた標準ペナルティを単純に与えるものではありません。ペナルティは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティを増減するというものです。

支援者が違反したかもしれない規則が規則 69.1(a)（不正行為）である場合には、プロテスト委員会は規則 69.2に従って処置をします。

2. 支援者に対するペナルティの出発点

2.1 ペナルティは次の5つのバンドに分けられます。

レベル1： 警告

レベル2： その支援者を1レース以上、出艇させない

レベル3： その支援者を1日以上、出艇させない

レベル4： その支援者を1日以上、大会会場に入れない

レベル5： 以下の2つのいずれかまたは両方

- その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない。
- 規則 69（不正行為）に基づく処置をする。

2.2 ペナルティ決定の出発点は、表3と表4に与えられています。

表3には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティのレベルが示されています。ただし、表3に示されていても、今大会に適用される規則のいずれにも違反していない場合は、ペナルティは無しと決定されます。

表4は、表3に挙げられていない規則違反に対するレベルを決める際に用いられます。表3にレベルの範囲が示されている場合には、その範囲の中でレベルを決める際にも表4が用いられます。

3. 艇に対するペナルティの出発点

3.1 ペナルティは次の4つのバンドに分けられます。

バンド1： 00 - 10%（中点 5%）

バンド2： 10 - 30%（中点 20%）

バンド3： 30 - 70%（中点 50%）

バンド4： DSQ

3.2 規則 64.5(b)(2)に基づく警告を受けた後に支援者がさらなる違反を犯した場合は、表4を用いて決定されたバンドの中点を、ペナルティ決定の出発点とします。

3.3 3.2 以外の場合は、表4の1つ目の質問だけを用いてバンドを決定し、決定したバンドの一つ下のバンドの中点をペナルティの出発点とします。バンド0（ゼロ）が出発点となった場合は、艇へのペナルティは無し（ゼロ点）と決定されます。

4. 支援者及び艇に対するペナルティの決定

4.1 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティは軽減されることがあります。

(a) 違反は偶発的であったか、または回避できなかったか？

- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) その支援者が支援している艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
 - (d) その支援者は違反を認め、調査に貢献したか？
- 4.2 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
- 4.3 プロテスト委員会は、4.1 と 4.2 以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
- 4.4 艇に対するペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点はDSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される。
(ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

5. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決には、以下のような記述が含まれます。

- (e) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点を xx% と決定した。」
- (f) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxx に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (g) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxx に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (h) 「(第 x レース / x 日の全てのレース) において、艇 x に、xx% のペナルティーを課す。」または「(支援者の氏名) に、以下のペナルティーを課す： ●●●●●●●● (ペナルティーの内容の記述)」

表3 支援者による規則違反と対応するレベル

| | |
|--|-----|
| 安全 | |
| 全ての安全装備を搭載していなかった | 2-4 |
| 乗艇する全員分の十分なライフジャケットを搭載していなかった | 3-5 |
| 警告に従わなかった | 4-5 |
| ライフジャケットを着用していなかった、または、支援者ではない乗員がライフジャケットを着用していなかった | 1-3 |
| 警告に従わなかった | 3-4 |
| 水上においてキルコードを装着していなかった | 1-3 |
| 警告に従わなかった | 3-5 |
| 適切な保険に加入していなかった | 3-5 |
| 指定されたドライバーが、モーターボートの運転免許証を持っていなかった | 3-5 |
| 認められていない人員が乗艇していた | 2-4 |
| 機器、機器の一部、ブイ、標識、または同様の物品を水中に放置した | 3-5 |
| 指示された通りに識別を表示していなかった | 2-4 |
| 制限速度を含む地元ハーバーの規制を順守しなかった | 1-5 |
| 不適切な行動、危険な行動または不適切な慣行、または競技の公平性または安全性に影響する行動に関与した | 3-5 |
| セーリング会場と制限区域 | |
| 進水または着岸のために指定されたエリアを使用しなかった | 1-2 |
| 禁止された区域に駐車またはトレーラーを置いたままにした | 1-2 |
| セーリング会場内に未登録の支援艇があった | 3-5 |
| 立入禁止区域の外に留まらなかった、または、指定区域内に留まらなかった | 3 |
| その結果、レース中の艇に影響を与えた | 3-5 |
| レース中の艇の近くで引き波を最小限にしなかった | 1-3 |
| 故意にゴミを水中に捨てた | 3-5 |
| 電子機器と通信 | |
| VHF、ラジオ、タブレット、携帯電話、またはその他の通信機器の不正使用 | 2-5 |
| VHFを介した不適切な通信（RCへの妨害） | 1-2 |
| 冒とく的な表現または口汚い表現（RC、TC、OA、PCまたは他の支援者に対して） | 1-5 |
| 許可なくドローンを操作した | 2-5 |
| 技術的ドーピング：情報（気象など）、ハードウェア（艇体など）、競技者などのパフォーマンスを向上させるために非倫理的な方法や技術を使用した | 2-5 |
| その他 | |
| その他の指示に従わなかった | 1-4 |
| レースオフィシャルからの合理的な要求に応じなかった | 1-5 |

表4 艇による規則違反と対応するバンド

| | |
|---|-----|
| その支援者が支援している艇は競技場の有利を得たか？ | |
| 有利を得なかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 有利を得る可能性はあったが、得なかった。または得たか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 有利を得た。 | 4 |
| 危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 及ぼした。 | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| 無い。 | 1 |
| 懸念されるが確かではない。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する) | 2-3 |
| 可能性がある。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する) | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| 無かった。 | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

プロテスト委員長
橋本 健太郎
Kentaro Hashimoto
Chairman , Protest Committee